

## 石井町学童保育クラブ運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 学童保育クラブのサービス向上に資するため、石井町学童保育クラブ運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学童保育クラブ運営上の諸問題の解決を図ること。
- (2) 学童保育クラブの在り方について調査、立案すること。

### (組織)

第3条 協議会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 各学童保育クラブ保護者会の代表者
- (2) 教育関係者
- (3) 町子育て支援課職員
- (4) その他石井町社会福祉協議会が推薦する者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は4月から翌々年3月までの2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 協議会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (代理者)

第7条 委員は、やむを得ない事情により、会議に出席できないときは、代理を出席させることができる。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、石井町社会福祉協議会において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は石井社会福祉協議会会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。